

令和 年 月 日

周南市長 様
(周南市役所地域福祉課)

申請人 (代表者)

団体名

郵便番号

住 所

電 話

氏 名

—

()

印

周南市新南陽総合福祉センター使用料減免申請理由認定申請書 (令和 年度用)

私が行う活動は、下記のとおり周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第9条第 項第 号の規定に該当するものとして減免 (%) /免除の認定をいただくよう申請します。

記

1 団体の設立趣旨及び活動の目的

・講師への謝礼、受講料等徴収の有無 有 ・ 無

2 今年度の活動予定 (内容等具体的に記載のこと)

3 活動実績

※周南市新南陽総合福祉センターの意見

(参考)

周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則

(使用料の減額又は免除)

第9条 [条例第10条第2項](#)の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。

- (1) 市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額
- (2) 市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。
30パーセント減額
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額

2 [条例第10条第2項](#)の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第5号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。

- (1) 市が主催又は共催するとき。
- (2) 総合福祉センターの設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。
- (3) 総合福祉センターの指定管理者が行政目的で使用するとき。
- (4) 市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。